

地方債等の充実・改善に関する提言

地方債等の充実・改善を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活関連社会資本等の整備を推進するため、所要の地方債総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金の安定的確保を図ること。
2. 公債費負担の軽減を図るため、平成 24 年度までの措置とされている公的資金の補償金免除繰上償還について、平成 25 年度以降も措置を延長するとともに、不交付団体も対象としたうえで、年利等の対象要件の緩和を図ること。
また、地方債の償還に対する財政措置の充実を図ること。
3. 起債充当率の引上げ、償還年限の延長等貸付条件の改善を図ること。
4. 都市自治体に対する長期・低利の地方債資金を安定的に確保するため、非居住者等の受け取る地方公共団体金融機構が発行する振替債等の利子等に係る非課税措置について、振替国債、振替地方債と同様に恒久化すること。
5. 東日本大震災関係
東日本大震災以降、防災に係る財政需要額が増加していることから、都市自治体が円滑に事業を実施できるよう、地方単独事業分を含め、緊急防災・減災事業に必要な地方債資金を確保するとともに、適切な財政措置を講じること。